

**議題 1 副委員長の選出について**

福島県社会福祉審議会の副委員長は、前任の熊川副委員長が令和3年3月31日付けで委員を辞任したことにより（福島県社会福祉協議会事務局長を退職したため）、現在欠員となっております。

規程では委員の互選により選出する必要があり（福島県社会福祉審議会運営規程第2条）、これまでの選出にあたっては、議長の進行で事務局案を提出させていただいておりました。

ついては、以下に事務局案を提示させていただきますので、回答様式①により御意見を回答願います。いただいた御意見を集計し、多数決により選出させていただきます。

**【副委員長の選出にかかる事務局案】**

福島県社会福祉協議会 事務局長 関靖男委員

（関委員の任期は前任者の残任期間となるため、令和5年7月9日まで）

（参考）関係例規

○ 福島県社会福祉審議会条例

（任期）

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○ 福島県社会福祉審議会運営規程

（副委員長の選任及び権限）

第二条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。